

(2) オンライン診療時の追加症状等への対応

オンライン診療の提供に関する事項（5）薬剤処方・管理

診療計画時に予測され得る症状であるにもかかわらず、「新たな疾患に対して医薬品の処方を行う場合は、直接の対面診療に基づきなされること。」という規定により、オンライン診療ではそうした症状に対して処方が行えない事例が発生しているため、下記の通り改訂してはどうか。

（現行）

i. 現にオンライン診療を行っている疾患の延長とされる症状に対応するために必要な医薬品については、医師の判断により、オンライン診療による処方を可能とするが、患者の心身の状態の十分な評価を行うため、原則として、新たな疾患に対して医薬品の処方を行う場合は、直接の対面診療に基づきなされること。また、重篤な副作用が発現するおそれのある医薬品の処方は特に慎重に行うとともに、処方後の患者の服薬状況の把握に努めるなど、そのリスク管理に最大限努めなければならない。

（改訂案）



i. 現にオンライン診療を行っている疾患の延長とされる症状に対応するために必要な医薬品については、医師の判断により、オンライン診療による処方を可能とするが、患者の心身の状態の十分な評価を行うため、原則として、新たな疾患に対して医薬品の処方を行う場合は、直接の対面診療に基づきなされること。**ただし、（在宅診療等、速やかな受診が困難である患者に対して、）予測されていた症状の変化（※）に医薬品を処方することは、その旨を対象疾患名とともにあらかじめ診療計画に記載している場合に限り、認められる。**重篤な副作用が発現するおそれのある医薬品の処方は特に慎重に行うとともに、処方後の患者の服薬状況の把握に努めるなど、そのリスク管理に最大限努めなければならない。

（※）「予測されていた症状の変化」については、Q & Aで解説を盛り込むことを検討。なお、この場合、オンライン診療のみによる医薬品の処方が可能となるものの、対面診療を適切に組み合わせて行われることが原則であることに留意が必要である。